

最高裁秘書第709号

令和8年3月10日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長

司法行政文書不開示通知書

1月9日付け（同月13日受付、第070315号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

令和8年4月開始の、行政機関への出向予定者に対する研修に関する文書（開催案内及び情報セキュリティに関する文書は除くが、日程表、参加者名簿等の配付資料を含む。）

2 開示しないこととした理由

1の文書は、作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）